

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 • 評 價 書

平成 27 (2015) 年 3 月
久留米工業大学

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・本学は、昭和 41 (1966) 年の「久留米工業学園短期大学」創立以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神に掲げ、かつ、その具体的に目指すところとして「知・情・意の調和のとれた人材の育成」、すなわち、「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを軸としたものづくりの精神を尊重する実践的な技術者を養成することを教育理念として一貫した教育を実践してきた。
- ・本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学の使命・目的、教育の目的等を定めている。学部においては、大学学則に、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。また、大学院においては、大学院学則に、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。
- ・建学の精神、教育理念及び教育目的の学内外への周知状況については、「大学案内」、「工学研究科（修士課程）学生募集要項」、年 2 回発行の広報誌「久工大だより」、「大学ホームページ」、「学生便覧」に明示している。

エビデンス集・資料編については作成中である。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的及び教育目的については、具体的かつ明確で簡潔な文章表現で説明しており、学生の教育・指導に反映できるよう努めている。今後も現状を維持・継続していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

- ・建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」を実現するため、独自性を強調した「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念とし、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを教育の目的としている。これらは大学ホームページや大学案内、学生便覧、学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」に明示している。

1-2-② 法令への適合

- ・教育基本法及び学校教育法を遵守して、建学の精神に基づいて、使命・目的及び教育目的を定めている。これらは大学学則第1条（目的及び使命）、第3条の2（教育研究の目的）及び大学院学則第2条（大学院目的）、第6条の2（人材育成の目的）に定めている。

1-2-③ 変化への対応

- ・使命や目的を達成するための教育を、当初は「工学の基礎を重視した教育」と標榜していたが、平成25（2013）年にものづくりを主眼に置き「実践的ものづくり能力を育む大学」「ものづくりの楽しさを発信する大学」と変遷してきており、社会ニーズに基づく教育目標を学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」や大学ホームページに明示している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も個性・特色の明示及び法令への適合性といった条件を確保しつつ、社会情勢等の変化に対応して、必要に応じて隨時、使命・目的及び教育目的の適切性について再検討していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学が定める使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的は、大学学則及び大学院学則に明記されている。大学学則及び大学院学則の制定・改正は、教授会、大学院研究科委員会の審議を経た後、理事会・評議委員会で審議・承認されており、役員・教職員の理解と支持が得られている。
- ・本学の使命・目的とそれを達成するための3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を検討中である。

1-3-② 学内外への周知

- ・本学の建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、在学生には「学生便覧」、「シラバス」で、教職員には会議での紹介に加えて職場などでの掲示を通じて周知している。また、高校生には「大学案内」、「久工大だより（大学新聞）」、「女子学生用宣伝資料（リーフレット）」で、学内外一般には大学ホームページを通じて周知している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- ・平成22（2010）年9月に、理事長の諮問により、5年後の将来を見据え、全学に亘る中長期的なビジョンが検討された。その後、平成24（2012）年3月の答申を受けて、平成25（2013）年度以降の教育体制の改善を推し進めている。その一端として、建学の精神に基づいて本学の使命・目的、教育目的を達成するため、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの明確化が図られ、大学ホームページに明示されている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

1. 教育研究組織と運営組織

- ・本学の研究教育組織は、工学部5学科及び大学院工学研究科3専攻、学術情報センター（図書館、情報館）、地域連携センター（地域連携推進室、ものづくりセンター）、事務局から構成され、使命・目的などに必要な教育研究組織が整備されている。その組織の構成については、学部は大学学則によって、大学院は大学院学則によってそれぞれ定められており、学部学科の教育目的を遂行するのに必要な教員が配置されている。学術情報センター、ものづくりセンターは、教育研究を支援する組織であり、地域連携センターは主に社会連携を支援する組織である。いずれもそれぞれの規程によってその組織と構成が定められており、支援する施設・設備と教職員が配置されている。

2. 教育研究組織の連携と調整

- ・本学では、以下に述べる組織をもって、教育、研究の審議を行い適切な連絡調整を行なっている。

① 企画会議

- ・本学の経営戦略及び管理運営の立案と、その有効性を審議するため企画会議を設置した。

② 教授会

- ・教授会は本学学則第43条に基づき置かれており、教授会の審議事項等については本学教授会規則第3条に定めている。
- ・教授会は、助教職以上で構成され、教授会には、次の主な委員会が設置されている。
1) 入試委員会、2) 広報委員会、3) 教務委員会、4) シラバス委員会、5) FD委員会、
6) 共通教育運営委員会、7) 学生厚生委員会、8) キャリアサポートセンター運営委員会、9) 自己点検・評価委員会などである。

③ 学科長会議

- ・学科長会議は、教育研究及び管理運営に関する必要な事項を審議するため設置している。

④ 大学院研究科委員会

- ・大学院に、教学に関する重要事項を審議するため研究科委員会を設置している。また、大学院研究科委員会には、研究科運営委員会を置いている。
- ・大学の使命・目的を実現するため運営体制や各種委員会の相互連携は構築できており、教育研究組織の構成の整合性が図られていると判断する。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は、平成24（2014）年度に法人として策定した3か年の実施計画に基づく大学の改革を行っている。今後は、平成27（2015）年度に策定する次期実施計画に基づいて、本学の使命及び目的と教育目的を達成するための改革・改善を行っていく。また、本学は、時代の変化に応じて社会が求める産業人を育成することにより地域社会の中核となる大学を目指していく。

[基準1の自己評価]

- ・使命・目的及び教育目的は、具体的かつ簡潔な文章で明確に表現されている。また、本学の特色をよく反映し、法令に適合し、社会の変化にも対応して適切である。更に、役員・教職員にも理解され、支持されており、大学ホームページ等を通じて学内外へ周知している。
- ・使命や教育目的は、平成24（2012）年度に策定した実施計画及び3つのポリシーに反映されている。
- ・教員間の連絡調整体制については、学科会議を中心に各種委員会との連携が図られ、情報の共有が常に行われていると判断している。
- ・教育研究組織の運営と連携は、教育目的が達成できる体制であり、機能していると判断している。

以上のことから、基準1を満たしていると評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

- ・本学の建学の精神は「人間味豊かな産業人の育成」である。将来、産業界において活躍できるような工学に興味をもった学生の入学を促している。本学の求める学生像と受け入れ方針は「①工学の分野に興味を持ち、将来工学の分野で社会に貢献しようとする人②技術を身に付け社会に貢献しようとする人③ものづくりに興味を持ち、新しいものをつくろうとする意欲のある人④工学や理学の知識を身に付け、将来教育界で活躍しようとする人」である。それに基づき大学、学科のアドミッションポリシーを策定している。また、受験者等に対しては「入学試験実施要項」「工学研究科学生募集要項」「大学ホームページ」等に明示し、周知を図っている。
- ・本学大学院は、「学部における一般並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定め、これに基づき、大学院の求める学生像と受け入れの基本方針を決定し、更に各専攻のアドミッションポリシーを策定している。
- ・高校訪問、高校の先生対象の進学説明会（単独進学説明会）、校内ガイダンス、進学相談会、オープンキャンパス等で入学試験実施要領を配布し、本学の受け入れ方針を説明している。

2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

- ・工学部では、入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）に沿った多様な資質を持った受験生を受け入れるため A0 入試、推薦入試（指定校推薦、一般推薦、専門・総合学科推薦、特技保有者推薦に区分している。一般入試、センター試験利用入試を実施している。
- ・A0 入試においては、明確な目的を持ち、また高校時代の活動状況、資格取得など高校時代における実践と意欲ある学生を受け入れている。また、運動特待生として、硬式野球部と女子駅伝部については、各 3 人枠内で、生徒の技量と高校からの推薦により授業料の全額または一部を免除する制度を導入している。
- ・推薦入試においては、学業が優秀で目的意識のある生徒が、経済的な理由で進学をあきらめずに勉強できる機会を与えるために評定平均値 4.5 以上または 4.1 以上で高校

の校長先生の推薦がある場合は、数学の試験を実施し、4年間の授業料全額または4分の1免除を行う経済支援奨学金制度の入試制度を導入している。

- ・前期一般入試においては、成績優秀者上位5人に対しては、4年間の授業料の全額免除の制度を導入している。また、一般入試及び大学入試センター試験利用入試では成績上位者に1年次前期授業料免除のスカラーアと1年次前期授業料半額免除のスカラーベの制度を導入している。
- ・平成27（2015）年度入試から女子学生の入学者を増やすために、女子学生支援奨学生制度を導入し、女子学生の確保に努める予定である。
- ・本学卒業生の同窓会の申し出により、卒業生の子息が入学した場合は、入学金の全額を免除する制度を導入している。
- ・東日本大震災により被害に遭われた受験生が入学した場合には、授業料や実験・実習費を免除する経済支援制度を導入し、平成26（2014）年度に1人が卒業し、現在3年生に1人在籍している。
- ・大学院入学試験においては、AO入試、推薦入試、一般入試制度を導入し、優秀な学生を確保するために奨学生制度を導入している。
- ・入試委員会は、学長を委員長とし、入試委員長及び各学科長で構成され、入学試験における必要な事項を決定している。
- ・入試問題作成委員および採点委員は秘密裡に学内の教員に委嘱し、他に漏れがないように注意し、試験の公正・公明性を確保している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生の受け入れの維持

- ・本学の過去数年の入試別・志願者、入学者の推移は【表2-1】、各学科別の在籍者の推移は【表2-2】のとおりである。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の大学受け入れ方針（アドミッションポリシー）の周知については、入学試験実施要項やHP、進学説明会等で受験者や高校教員等に説明し、広く周知しているが、引き続き強化を図っていく。
- ・学部においては、これまで多岐にわたる入学試験を実施し、学生募集に努めてきた。今後は、入学試験別の入学者の成績追跡調査を行い、入学者の安定的な確保にむけた検討を入試委員会で行う。
- ・交通機械工学科では教育コースの見直しを図り、「ノリモノ」をキーワードに学生に魅力ある教育のカリキュラムの改革を行うとともに入学者の減少に歯止めをかけて、入学者の増加を目指している。
- ・建築・設備工学科では建築デザインコースのカリキュラムを一部改正し、建築士の資格取得の支援を行い、志願者にアピールをして入学者を増やすことを目指している。
- ・大学院においては、経済的理由により進学を断念する学生を支援するため、または優秀な学生を進学させるために奨学金制度を導入するなど、定員確保に取り組んでいる。

2-2 教育課程及び教授方法

≪2-2 の視点≫

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

- ・本学は「建学の精神」「教育理念」を達成するために、大学学則第3条の2に学部各学科における教育研究の目的に沿って、カリキュラムポリシーを設定し、教育課程編成の方針を明確に示している。
- ・本学の教育課程は、大学学則第9条に基づき共通教育科目と専門教育科目の2系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の5系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の3系統で編成している。
- ・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へ繋がる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。
- ・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に2、3の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成を目標としている。
- ・前述の教育基本方針を踏まえ、学科ごとに特色ある専門教育課程を編成し、学生便覧に明快な授業科目系統図を掲載している。
- ・また、全授業科目について「授業計画（シラバス）」を作成している。作成に当たっては、シラバス委員会で授業計画（シラバス）の記載事項を検討し、その作成要領を各教員に周知している。各学科のシラバス委員がチェックシートをもとにチェックをしている。シラバスは、大学ホームページ上に公開している。
- ・本学の各学年の履修登録単位数の上限は予復習時間と内容理解の限度を鑑みて48単位としており、大学学則の細則である工学部履修規則第4条に定めている。ただし、卒業要件の単位数に含まない授業科目は除いている。
- ・本学では、卒業要件単位数を大学学則で124単位以上と定めている。
- ・大学院においても、大学院学則第2条に大学院の目的を定め、また同学則第6条の2に人材養成の目的を定めている。これらの規定を踏まえて教育課程編成・実施の方針を明確に掲げており、学生便覧及び大学ホームページ上に公開している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

- ・本学の教育目的は、前述のとおり、建学の精神及び教育理念に基づき「人間味豊かな産業人の育成」を目指すところであり、「実学」を重んじた教育の推進にある。その目的に沿って、本学の教育課程は、共通教育科目と専門教育科目の2系統に分けて編成されている。

(1) 共通教育科目

- ・共通教育科では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている通り、工学専門分野の基礎知識と一般教養修得を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の5系統の教養教育を実施管理している。また、これらの科目を入学初年次から4年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。

① リメディアル教育

- ・多様な学習履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「物理学」に関しては入学直後に実施するプレースメントテストにより、学生の理解度や学生の多様な学習履歴の違いを考慮してクラス分けを行い、個々の学生の特性に応じた丁寧な教育指導を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。

② 総合教育

- ・学校から社会への円滑な移行を見据えて、大学入学当初より卒業後の進路の明確化を促し、大学での学習に目的意識を持って臨めるよう「就業力基礎」を1年次に必修科目として配置している。科目担当者は、学外の経験豊かな民間企業の関係者に依頼し、就職に際して必要な心構えや知識などを1年次から準備させることを目標としている。
- ・社会貢献を通じて人間性を育むボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」(40時間以上2単位)、「自主活動Ⅱ」(1単位)として単位認定を行っている。
- ・在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に各学科で定められた基準(取得した資格と認定科目及び単位数)に従って単位認定を行っている。
- ・社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」(10日以上2単位)、「インターンシップⅡ」(5日以上1単位)として単位認定を行っている。

(2) 専門教育科目

全学科に共通して

- ・「フレッシュマンセミナー」では、新入生を対象に大学における勉学の方法や各学科の教育・研究内容を紹介し、教員及び研究室について知る機会を早期に与えている。本セミナーを通して4年間の勉学の動機づけと勉学への目的意識を持たせ、卒業後の将来設計について考える機会を与えている。また、本セミナーは学生と教員及び学生相互間のコミュニケーションを活性化する役割も果たしている。

- ・他学科連携科目では、他学科の専門教育科目受講の機会を与えていた。本学では、工学の幅広い知識修得、就職に結びつく教育を目指しており、当該学科と異なった工学全般にわたる専門分野の科目（一部）を受講できる機会を与えていた。
- ・全学科とも、3年次前期に「就業指導Ⅰ」、後期に「就業指導Ⅱ」を開講し、主に学生がスムーズに社会に出て行くことができるよう実社会の現状の説明、社会に出て働くかなければならないことの意義付けや実際の就職活動の手助けとなる説明等を行っている。
- ・大学が養成する人材を受け入れる社会組織（企業等）との間で、大学が育成すべき人材像等について情報交換をすることが重要である。そこで、本学では「一般財団法人日本自動車研究所（JARI）との学術交流協定と「ダイハツ九州株式会社」との産学交流の包括的研究推進契約書を締結し、研究者の交流、学生のインターンシップや学術情報及び資料の交換等を行うことができるようにしている。
- ・久留米地区内にある5つの高等教育機関が単位互換協定を結び、相互に学生を受け入れ、当該機関の授業を履修させることができるシステムがあり、本学も毎年度数人の学生が他大学の授業を受け、また、他大学学生が本学開講の授業を受けている。この単位互換協定に基づく授業の履修については、本学の授業科目を履修した場合と同様に卒業要件に含む単位として認定している。
- ・授業方法の改善については、FD委員会主催により教職員研修会で教授法の改善や外部講師による講演を実施している。また、教員相互による授業参観を実施し、さらに非常勤講師を含めた教員に対する学生による授業評価アンケート調査を実施し、専任教員のみアンケートについての授業改善等をフィードバックシートに記載し、学生に対し大学ホームページ上に公開している。

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・産業界の技術革新は日々進んでおり、工学教育もこれに歩調を合わせて改革していくしかなければならない。今後も産業界の動向を見据えながら各学科の専門科目の見直し、新規科目の開講等のカリキュラム改善を図りながら学科専門教育の充実を図る。
- ・入学者の学習履歴の多様化による学習不足や理解力の格差への対応を図るために数学、物理学、英語の教科についてリメディアル教育を実施している。それらは入学者に一定の効果をあげているが、課題もあり今後も共通教育科目の改善を図り、リメディアル教育を充実させる必要があると考えている。
- ・工学教育においては、基礎となる知識を確実に修得させることが不可欠である。各学科において、専門教育科目に基礎となるコア科目を設け、一定の教育レベルに達していない者に対して特別な再教育を行うシステムを構築する必要がある。
- ・入学生にとって工学実務に結びつく教育は魅力あるものと考えている。現状でもその取り組みを進めているが、さらに資格取得等を目的とした科目を充実させ、学生の就職活動に有利となるような教育を目指す。
- ・能力の高い学生や学習意欲の強い学生に対して、高いレベルでの工学教育を行うことも必要と考えている。一定の教育レベルに達している者に対して特別なゼミ教育を行

い、大学院への進学、高度技術者を求める企業への就職を目標にした教育プログラムの構築を進める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

- ・学修支援及び授業支援に関しては、大学全体で取り組んでおり、教務委員会、ラーニングコモンズ専門委員会及び学生サービス課で全体的な調整を図りながら、支援を行っている。また、教務委員会には学生サービス課長が委員として参加し、教職員が協働して運営をしている。
- ・4月の年次始めに行っている履修登録の前にその指導を行うクラス担任に対して事前に履修指導説明会を開いている。説明会では、履修登録の資料、学生サポートの手引きなどを配布し、学生の履修登録における注意事項の説明を行っている。その後で各学科・学年別にオリエンテーションを実施し、履修指導上の注意やコースの特色を説明するなど履修登録が円滑に行えるようにしている。履修登録に当たっては、クラス担任と学生サービス課職員が担当し、履修登録に関する質問の対応、学生の学修状況に応じた指導などきめ細かく行っている。
- ・修学上問題のある学生については、クラス担任が個別に面談し、適切な指導を行っている。新入生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学科内の親睦を図るため、学外研修を4月末までに実施している。新入生の大学での学修や大学生活がスムーズに始められるようになり、大きな効果を上げている。
- ・学生の自学自習を推進する場として、平成21(2009)年4月に学習支援センターを開設した。平成25(2013)年度より学習支援センターをラーニングコモンズと名称変更し、継続して学修支援を行っている。現在は、ラーニングコモンズ専門委員会が中心となって学修支援に関する運営を行っている。
- ・オフィスアワーについては、平成15(2003)年4月からを導入している。各教員の研究室でオフィスアワーを設け学生からの質問や相談に応じている。また、オフィスアワー以外の時間も各教員は積極的に相談に応じている。なお、学生に対しては、学生掲示板や各研究室に対応時間を掲示している。
- ・TAについては、大学院生の教育指導に関する実習の機会として大学院の各専攻で運用がなされている。大学院生は学部学生に対して、教材作成、授業補助、実技等の補助を行っている。特に学部のリメディアル教育の演習を伴う科目で、また実験・実習等の科目で積極的に TA を活用している。

- ・出席不良学生への対応について、クラス担任は、学務システムを活用しながら出席状況に問題のある学生を把握し、指導に当たっている。学期が始まったら、まず必修科目について連続3回の欠席をする学生がいれば保護者にハガキで連絡し、クラス担任は学生の面談及び指導を行っている。またそれ以外にも前期3回、後期3回の合計6回、学生サービス課で一斉に出席率60%以下の学生を調査し、保護者へ学生の時間割に添った授業出欠状況を通知し、学生の呼び出しを行っている。クラス担任は、呼び出しを受けた学生に対し面談と指導を行っている。
- ・留年生については、卒業単位不足で4年次に留まるため、クラス担任を中心に適切な履修計画を立てさせ指導を行っている。また、留年生が早期に卒業できるようにセメスター（前期）終了の9月に卒業判定を行い、卒業を認めている。
- ・休学者については、休学者の理由として「経済的理由」が最も多く、次いで「病気・事故」が多い。休学者の対応は、クラス担任が指導を行っている。
- ・心身の問題を抱える学生に対しては、入学前、または入学直後など出来るだけ早い時期に把握し、学生サービス課、クラス担任、学生相談室カウンセラー、医務室と連携しながら対応している。また保護者と連絡を取り必要に応じて面談を行うなどの相談に応じている。休学者に関しては、クラス担任を中心に学生と保護者に連絡を取りつつ、復学に向けてサポートを行っている。
- ・退学者の過去の理由別の中途退学者数と、各学科の中途退学者数及び退学率は資料に示すとおりである。退学の理由では「成績不振」が最も多く、次いで「経済的理由」であったが、近年では「経済的理由」が最も多くなってきている。平成25（2013）年度から学生サポートの手引きを全教員に配布し、退学者を減らすための対策を講じている。更に、学生の修学状況を把握することで退学を未然に防ぐこと目的として、年次始めのガイダンス（履修登録）などを利用し、クラス担任による全学生の個別面談を実施している。平成25（2013）年から学生カルテの運用を開始し、教員が学生の情報を共有できるようにしている。
- ・停学者については、停学期間中に再発防止の指導を行い、停学終了後も学生との面談等において学修指導を行っている。
- ・学修支援及び授業支援に対して、平成6（1994）年度から学生の「授業評価アンケート」を実施しており、各教員にアンケート結果をフィードバックしている。アンケート結果に対する教員のフィードバックシートには、各教員の今後の改善点の回答が求められ、授業の改善に活かされている。改善点を記入したフィードバックシートは、学生に対し大学ホームページ上に公開している。
- ・学生生活の満足度を向上させるため、アンケートを実施し具体的な対応策について各委員会で検討を行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ラーニングコモンズでは、教員が分担して学生の学修支援を行っているが、学生の利用時間帯に教員が分担して常駐するのは困難であり、TA や SA (Student Assistant) を補助的に常駐させるなどの改善を行う。特に、学部上級生が学修支援を行うことを目的とした SA を活用することにより、より学生に近い立場から問題解説ができる、教育効果の向上が期待できる。本学としても SA の活用を今年度から活用できるように学修支援体制の充実を図ったところである。それ以外にも学生が施設を利用しやすい環境づくり、学修支援体制の整備を継続的に行っていく。
- ・科目担当教員のオフィスアワーについては、学生の利用者数は年度により変動があるが、全般的には増加傾向にある。より学生の利用をやすやすためには、授業の最初に学生に周知するとともに学生掲示板や各研究室に利用時間を掲示するなどの対応を引き続き行っていく。
- ・本学の退学率は約 5% と他の私立大学に比べて低い値であるが、退学の理由で最も多いのが「経済的理由」、次いで「成績不振」である。成績不振者については、クラス担任を中心に面談を行うなどの指導を行っているが、それ以外にもリメディアル教育やラーニングコモンズの改善と充実を図っていく。また、「経済的理由」については、近年、母子家庭の増加による生活困窮者が増えており、就学意欲の強い学生に対しては、奨学金制度の見直しを図るなどの対応を行っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

- ・単位認定は学位授与方針（ディプロマポリシー）及び工学部履修規則に基づき適切に実施している。授業科目の評価は、定期試験・追試験又は再試験の成績を主とし、平常の学習状況、レポートや小テストの成績を加味して授業科目担当者が評価している。各授業の成績評定の方法は、シラバスに明示されている。定期試験・追試験又は再試験については、学期末に期間を定めて実施している。
- ・成績評定は、成績評価基準に基づき秀、優、良、可を合格とし、所定の単位を与えている。
- ・本学では、平成 26 (2014) 年度の入学生から GPA を導入している。
- ・進級基準については、平成 26 (2014) 年度の入学生から進級基準を設けている。
- ・学修成果の評価は、学修到達度の判定基準により評価され、適切な成績評定を行っている。その結果、各学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を収めた者は、卒業が認定され、学位を授与している。

- ・卒業の要件は、大学学則第18条において本学を卒業するためには、学年は4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならないと規定している。これに基づき各学科の卒業に必要な単位数は、本学履修規則に定めており、学生便覧に履修規則を掲載して学生に周知を図っている。
- ・卒業の認定及び学位の授与は、大学学則第19条に定めており、所定の単位を修得して卒業の要件を備えたものに対して、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。
- ・本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学、短期大学、高等専門学校及び文部科学省が認める専修学校等の成績評価票に基づき、本学の教育課程との整合性を教務委員会で審査した上で、学長が認定している。
- ・他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する単位認定は、大学学則第14条の2に基づき60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなし教務委員会で審査を行い学長が認定している。
- ・大学以外の教育施設等における学修の単位認定は、大学学則第14条の3に基づき前述の他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなし、教務委員会で審査を行い学長が認定している。
- ・本学大学院の定める学位授与の方針に基づき、工学研究科修士課程の修了要件は、本学大学院学則14条に定めている。この規定により修士課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は課題研究等の審査及び最終試験に合格しなければならないとしている。修了要件を備え、かつ、最終試験に合格したものに対して、研究科運営委員会の判定会議、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定し、修士（工学）の学位を授与する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学部についての単位認定及び卒業・修了認定については、直ちに改善・向上方策を講じる必要があるとは判断していないが、今後も随時点検を行うとともに必要に応じて改善を図っていく。
- ・GPAについては平成26（2014）年度の入学生から導入しているが、GPAを学生の学修指導に役立て教育の質向上に生かすための方策について検討しなければならない。
- ・シラバスについては、シラバス委員会で記載内容について点検を行っているが、今後も必要に応じて改善を図っていく。
- ・大学院の現状では、直ちに改善・向上方策を講じる必要があるとは判断していないが、今後も随時点検を行うとともに必要に応じて改善を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

- ・教学組織の「進路担当教員」と事務組織の「キャリアサポートセンター」が緊密に連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。
- ・キャリアサポートセンターは、センター長、副センター長、学生サービス課長、事務担当職員3人の計6人で構成されている。キャリアサポートセンターでは、教学組織と連携を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。
- ・キャリアサポートセンターの運営は、委員長、副委員長、各科の担当教員及び職員により構成されたキャリアサポートセンター運営委員会により審議された活動方針を基に、年間計画を作成し、学生のキャリア形成支援を行っている。
- ・教育課程内では、各学年にキャリア教育に関する科目を設けている。
- ・必修科目として、1年次に「就業力基礎」「工学セミナー」、2年次に「就業力育成セミナー」、3年次に「就業力実践演習」を開講するとともに選択科目として、3年次に「就業指導Ⅰ」「就業指導Ⅱ」及び「就業のための社会と経済の理解」を開講し、模擬面接やグループ討議などの実践的なプログラムにより、社会における技術者の役割や技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し、身につけられるようにしている。
- ・1年次には選択科目として、「就業のための文章表現技術」を開講し、各自の将来設計や自己実現について深く考え、レポートにまとめている。1年次開講科目を学んだ後、これまでの履修科目を確認したうえで、自らの専門領域を決め、2年次以降の履修計画と学習計画を立案している。
- ・教育課程外では、「キャリアサポートセンター」に「キャリア教育指導専門教員」を配置し、就職・進学に対する相談・助言に当たっている。
- ・「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」と連携し、進路開拓の実施、会社合同説明会の実施、「インターンシップ・プロジェクト」の運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。
- ・企業との連携のもとで企業内での就業体験を行う「インターンシップ」の機会を提供し、実務経験を通してキャリア形成の重要性に対する意識の醸成に努めている。
- ・就業力育成に関する上記諸事項が学生に浸透している成果の裏付けとして、別紙資料のインターンシップ協力企業及び実績表に示すように、インターンシップ制度の構築後、年度毎に参加学生数が増加している。
- ・学生の就職活動を支援するために、交通費支援制度を設け、就職試験を受ける際に交通費の一部を大学が支援している。
- ・「キャリアサポートセンター」は「学生厚生委員会」と連携し、資格取得支援を行い、学生のキャリア形成をサポートしている。
- ・本学のビジョンの一つに“就職に強い”大学を掲げており教職員一体となった就職支援の結果、学生は本学卒業後の個々の希望に合った進路に進み、就職率は99.5%以上を達成している。

- ・学生の就職・進学の状況については、毎月の教授会で報告している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・進路指導からキャリア教育に発展させ、更なる充実を図るために、就業力育成支援対策として卒業生評価や企業の人材育成体制を把握しキャリア教育の改善を実施する仕組みの構築、社会的・職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）に関する科目群の改善と体系化、就業力育成・評価システムの導入と学生のキャリア意欲を向上させるシステムの構築を着実に推進していく。
- ・本学の人材養成像は「実践的なものづくり能力を育む」というビジョンのもとに、実社会で即戦力として活躍できる学生を育成することとしている。そのために、入学時点から卒業までに就職を強く意識させる教育を行い、4年間で企業が求める人材として必須の技能や知識を身に着けられるよう指導する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

- ・本学は、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを教育の目的としている。その教育理念・目的に基づき、教育研究上の目的を定めている。
- ・教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫のために、年間教員1科目の学生による「授業評価アンケート」を実施し、平成26（2014）年度からは非常勤講師にも対象を拡大し実施している。更に、専任教員のみ、その結果及び改善については大学ホームページ上で学生に公開している。「授業評価アンケート」はFD委員会でとりまとめを行っている。
- ・教員の授業を評価するために各教員が年1回「授業公開」を行い、これを他の教員が観察し、「授業公開評価票」に記入し授業の改善を行っている。
- ・卒業生対象の卒業時に「就職活動調査」を実施し、アンケート結果をキャリアサポート運営委員会でとりまとめ、次年度の学生の就職活動についての要望等を改善している。
- ・就職状況については、進学者及び公務員志望、自営業など、自力開拓者を除く就職率が過去5年間は、9割を超す高水準で推移していることから、本学の地道な努力が実を結び、地域社会から必要とされる多くの卒業生を送り出していると言える。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

- ・学生による授業評価アンケートは、平成6（1994）年度から継続実施中であり、結果は学生の自由記述も含め授業担当者へ通知しているので、各教員はアンケートの結果を踏まえた授業改善を当該授業終了前に実行することができる。
- ・アンケート結果と改善を記入したフィードバックシートは、学内Webサイトに公開しており、学生も含め学内の自由閲覧を可能としている。
- ・教員相互の授業公開は平成21（2009）年度から継続実施されており、参観教員による評価結果を授業担当者へ通知している。参観教員は、良い授業内容については各自の授業改善に繋げ、授業担当者は「授業公開評価票」により評価結果を自己分析し、授業改善に役立てている。

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・授業公開による相互授業参観システム、授業評価アンケートの回収率は、出席学生についてはほぼ100%、フィードバックコメントの入力の提出については全教員の協力を得ており、提出率は100%という理想的な水準である。今後、より効果的な授業改善、教育改革を目指すためにも、これまでの実施について検証を重ね、更なる改善と内容の充実を図っていく。また、今後は、卒業生が就職した企業対象の「企業アンケート」の実施についても検討を行っていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

（2）2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生生活支援、厚生補導のための組織として、学生の厚生補導等に関する問題を検討するため、学生厚生委員会と事務組織としての学生サービス課がある。この委員会は定期的及び臨時に開催し、学生問題に迅速に対処している。また、クラス担任制を取っており、修学上の問題や学生生活の様々なサポート体制をとっている。特に、出席状況に問題のある場合は、学生を呼び出して面接指導を行っている。
- ・学生の健康相談、心的支援、生活相談については、医務室、学生相談室及び学生サービス課が窓口となり対処している。医務室は午前8時半から午後5時まで1人の看護師が常駐し、怪我や急病などの応急処置、健康相談などに対応している。
- ・学生相談室では週に1回、非常勤の臨床心理士が学生及び教職員に対して心理カウンセリングを行っている。相談内容によっては、学生サービス課職員、教員及び外部の専門医師などで分担することにしており、月1回の合同ミーティングを行い情報の共有化を図っている。

- ・学生の健康管理としては、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、毎月1回「医務室だより」を発行し、熱中症対策などその時節に応じた健康管理に関する諸情報を提供している。
- ・学生の防火訓練については、年1回消防署の指導・協力のもと、学生の防火訓練を行っている。
- ・年1回全学生を対象に「薬物乱用防止」の講習会を開催している。
- ・「オフィスアワー」の制度を設け、学生がどの教員に対しても修学上の問題等相談できる体制を整備して、時間帯は学生掲示板や教員の研究室前に張り出されている。
- ・経済的に困窮している学生を支援するため本学の奨学金制度は、大学独自の奨学金制度、日本学生支援機構奨学金、地方自治団体奨学金、財団法人・民間団体等の奨学金がある。
- ・これらの奨学金制度については、入学前のオープンキャンパスや入試説明会などで相談コーナーを設けて情報提供に努めている。
- ・生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、クラス担任、及び学生サービス課で相談に応じ、本学独自の育英奨学金や授業料減免制度の活用を指導している。
- ・学業優秀な学生の勉学意欲を向上させるため、学生に対し学業優秀奨学金を給付している。
- ・学部の成績が上位5%以内または上位15%以内の本学大学院進学希望者に対しては、久留米工業大学大学院特別奨学金を設け、授業料を全額免除又は半額免除とする。】
- ・編入学生の大学院進学については、学業優秀者に対して授業料の全額又は半額の奨学金制度を設けている。
- ・通学が困難な遠隔地の学生のために、大学隣接地に学生寮を設置し、周辺の下宿・アパート等に比較して低料金で利用できるようにしている。
- ・本学の課外活動は学生が主体であり、学友会のもとに組織されている。総括として総務委員会があり、その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。現在では約30のクラブが存在している。
- ・学生の課外活動の一環として、ものづくりプロジェクトや学生フォーミュラー全国大会への参加支援を行っている。
- ・学生のハラスメントに対応するために「ハラスメント相談員」を置き、学生からの相談を受ける体制をとっている。
- ・課外活動をする学生のためにクラブハウスがある。クラブハウスは、各クラブ部室を始め学内LAN、シャワー室、会議室、多目的ホールを整備しており、学友会会議や他大学の学生との打ち合わせ、交流等に利用している。
- ・課外活動を奨励するため、優秀な成績を収めたクラブ及び個人に対して、課外活動奨励金を支給し活動の支援をしている。
- ・その他、大学ホームページの学生ポータルサイトを通じて学生生活の情報を提供している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- ・「学生満足度アンケート」や「学生食堂アンケート」などにより学生サービスに対する学生等の意見を聴取し、それに対処していくことで学生生活の向上改善に努めている。

る。このことが大学に対する学生の満足度を向上させるために非常に重要なことである。本学では前述のようにクラス担任及びオフィスアワーや学内に投書箱を設置することにより、学生の意見を聴取してそれに対処している。

- ・学生の保護者に対しても、学期の半ばにおいて学生の出席状況の報告を行っている。また、各地に学長をはじめ教職員が出向いて、保護者懇談会を開催し、大学の現状、教育方針、就職状況の説明等を行っている。その後行われる個人面談では、出席状況、成績の情報提供及び就職に関する相談などを行っている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の生活をより充実していくための支援については、今後も現状の問題点を収集・分析し、改善、向上に努めていく。また、学友会、後援会との連絡を密にし、学生の要望や意見をくみ取り、学生サービスに反映していく。
- ・メンタルケアを必要とする学生が増えてきており、その相談体制や対応についての強化を進めていく。
- ・経済的な理由による退学者が増えてきており、奨学金全般について検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- ・本学の全教育課程における助教以上の専任教員数（学長を含む）は 58 人で大学設置基準は満たしている。
- ・大学院工学研究科では 3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は研究指導教員 14 人、電子情報システム工学専攻は研究指導教員 9 人、自動車システム工学専攻は研究指導教員 8 人、担当教員 2 人で大学院設置基準の教員数を満たしている。
- ・共通教育科の教員については、教育課程外の学習支援及び学生生活を含むきめ細かい教育と指導を行うため教員全員が全学科共通で担当している。
- ・必修科目は概ね専任教員が担当し、兼任教員による授業を少なくする努力を行っており、充実した教員体制を確立している。
- ・専門分野のバランスについては、教員採用時に十分な検討を行っており、教育課程運営において支障のない状況が確保されている。
- ・採用年度に関しては、本学は短期大学時代又は大学創設時に採用された教員が多く、今後これらの教員が定年退職を迎えていく。年齢別構成から、平成 32 (2021) 年度末まで

の6年間で、教員全体の約15.8%が定年退職を迎えることになる。教員の採用は、これまで他の私立大学と同じように、教員を大学内部で育成していく形ではなく、経験と資質豊富な教員を外部から採用している状況である。特に、専門に関する技術者の養成には、実社会との連携が不可欠であることから、産業界出身者、実務経験者を多数招聘している。

- ・しかし、本学は定年退職後の教員補充として若手研究者発掘にも目を向けており、この3年で20~30歳代での採用が6人と増加傾向にある。今後も実数としての若手教員を増やしていく意向である。
- ・専門分野の教員構成は、教育課程に応じて各分野にわたり、大学設置基準上問題ないように配置されている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

- ・教員の採用、昇任の選考は、「久留米工業大学教員選考基準」において明確に定められており、学科の意向を尊重しつつ、これまで公正かつ適切に運用されている。
- ・「建学の精神と教育理念に則った教育を行うにふさわしい能力を有すること」と「研究業績があること」を最大の要件としている。研究については、採用時までの研究業績だけでなく、継続して研究業績を上げ得ることを重要視している。
- ・学科長は、公募条件等を採用しようとする学科で原案を作成し、教員選考委員会の議を経て、学長の承認を得、教員募集を開始する。原則として公募制を採用しており、独立行政法人・科学技術振興機構のJREC-IN(研究者人材データベース)、関係学会誌及び大学ホームページに教員公募の情報を公開している。選考書類は、履歴書、個人調書及び論文等である。
- ・公募締切後、教員選考委員会に諮り、学長が審査の結果を理事長に報告し、理事長の承認を経て決定している。
- ・教員の昇任については、学科会議にて昇任候補者の選考を行い、教員選考委員会に諮り、学長が審査の結果を理事長に報告し、理事長の承認を経て決定している。
- ・教育の改善と充実に向けた全学向けのFD研修会を定期的開催している。
- ・研究活動を活性化するために、各学科の委員で構成する常設の研究報告編集委員会において、「久留米工業大学研究報告」が毎年刊行され、学内外に研究成果を公表している。「久留米工業大学研究報告」には、教員が申告した研究論文、学会講演等の共同研究者、所属、題目、発表誌名及び発表年月が掲載されている。
- ・表2-8-2は、この報告書に掲載された研究論文、学会講演及び著書等について、年度別に整理したものである。表に示されるように、教員の論文数は、大学全体で見ると毎年約20編以上、学会講演が30~50件以上ある。
- ・教員評価制度として、「教育」「研究」「学内行事」「入試・広報」「就職」「その他」の6部門にわけ、教員活動状況調査票を学長に提出後、企画会議において評価を行い、

教員の諸活動を促す取り組みを実施しており、優れた成績の方には学長より表彰を行っている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- ・本学は、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の知識及び技術についての教養教育の基本として、「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」の4系統に区分した教養教育を実施している。
- ・教養教育は、「共通教育科」に所属している教員が担当する。なお、教養教育関連については、「共通教育運営委員会」を組織し、この委員会で教養（共通）教育についての企画、カリキュラムの作成、教養教育の実施と管理をしている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- ・各学科の研修会やFD研修会の充実を含め、教育の改善と向上に向けた組織的な取り組みを全学的に実施していく。
- ・研究活動に関しては、論文数や外部資金導入等の状況から判断して、その活性化が課題であり、教員の意識改革や外部資金の獲得に関する助言など研究活動活性化のため早急な取り組みを行う。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 [施設の整備状況]

- ・本学は、久留米市中心部の西鉄久留米駅からバスで約20分、JR久留米駅からバスで約30分を要する久留米市南部に位置しており、向野キャンパスと中尾山キャンパスに分かれている。
- ・本学の校地及び校舎のについては、向野キャンパスには、講義室や実験室等の校舎や学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置し、中尾山キャンパスには講義室や実習場等の校舎を配置している。キャンパス間の距離は約500m（バスの停留所1区間）である。
- ・校地面積は112,345m²であり、設置基準上必要な面積12,000m²を満たしている。また校舎面積は26,071m²であり、設置基準上必要な面積15,867m²を満たしている。
- ・これらの施設設備は、本学の教育研究上の目的を達成するため、支障なく有効に活用されている。

- ・旧校舎（1号館及び2号館）を解体し、100号館を建設した（平成27（2015）年3月竣工）。併せて、3号館全面改修工事（耐震補強工事含む）を行った。

[施設の保守・改善]

- ・建物の耐震性の確保については、平成24（2012）年度及び平成25（2013）年度に旧耐震基準で建設された鉄筋コンクリート造の建物（1号館、2号館、3号館、図書館、情報館、体育館、学生寮）の耐震診断を実施した。
- ・診断結果に基づき、診断結果が基準以下であった1号館及び2号館については解体後、100号館を建設した。また、同診断結果が基準以下であった3号館については、平成26（2014）年度に全面改修工事と併せ耐震補強工事を実施し、学内の耐震化を図った。
- ・その他、耐震基準はクリアしたものの中老朽化が目立つ学生寮、情報館及び図書館については、今後のキャンパス全体のありかたを含め建て替えもしくは改修等を検討している。
- ・1号館及び2号館解体後に同機能以上を持たせることを目的とし建設した100号館については、全面バリアフリーとなっており、玄関前に障害者専用駐車場を設け、屋内すべてが車椅子で移動可能な建物となっている。また、多目的トイレを設置するなど、利便性に配慮した取り組みを実施している。
- ・100号館の教育棟には講義室12室、実験室1室、演習室3室、製図室1室、3号館には講義室3室、演習室2室、実験室5室、5号館には実験室3室、6号館には講義室7室、実験室1室を設置している。
- ・講義室、研究室及び事務室には情報コンセントが設置されており、それぞれの部署のコンピュータを学内ネットワークに接続することにより、学内外の情報源を利用できる環境を実現している。また学術情報ネットワーク（SINET）の九州大学ノードに専用回線を介して接続しており、情報基盤環境として教育研究に利用されている。
- ・各講義室には、スクリーンを設置しており、また、100号館の講義室にはプロジェクターを設置している。
- ・附属施設としては、全学の学生及び教職員を対象に、ものづくり支援を行う「ものづくりセンター」を設置し、学生の教育活動を支援している。
- ・体育施設として、体育館（武道場、卓球場、トレーニング室などを含む）5面のテニスコート、夜間照明設備を有する野球場及び多目的グラウンドを設置しており、体育教員と学生サービス課が維持管理している。これらの施設は、授業、課外活動、学校行事などで利用している以外は、一般学生、教職員及び学外者に開放している。
- ・クラブハウスには、委員会室や部室の他に会議室や多目的ホールなどが設けられており、現在30の団体・部・同好会などが利用している。
- ・女子学生のくつろぎ・交流を目的に、女子学生控室（女子学生ラウンジ）を100号館2階に設置している。
- ・近年における学術情報の多様化と情報処理技術、情報ネットワークの著しい発展を踏まえ、図書資料やデジタル資料（電子ジャーナル等）を収集・蓄積し総合的に提供することを目的として、図書館と情報館とを統合した学術情報センターが平成26（2014）年4月に設置された。機能の統合によりインターネットによる多様な情報資源への容易なアクセスを可能とし、学内の教育・研究活動に関わる学術資源や情報の電子化や

ネットワークを介した情報の共有化を推進することが可能になり、本学の更なる情報活用促進とこれらを利用した教育研究や生涯学習及び社会貢献への支援の向上が期待される。

- ・学術情報センターは、図書館及び情報館から構成され、図書館にラーニングコモンズが併設されている。
- ・学術情報センター長の諮問機関として学術情報センター運営委員会があり、図書館及び情報館の管理並びに運営の大綱及び方針、図書館資料の選定、情報基礎教育システムの管理運用、学内ネットワークの管理運用に関する事項、図書館、情報館に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項、その他図書館、情報館の運営上の重要事項について審議している。
- ・平成 25（2013）年度に更新を行った図書館情報システムは、インターネット上にある書誌情報を取り込み、目録作業を簡便に行うことが可能である。また、OPAC（オンライン蔵書目録）からの所蔵情報検索、リンクした EJ（電子ジャーナル）からの学術論文検索や国立情報学研究所による NACSIS Webcat により大学間の文献複写サービス、横断検索も可能である。更に、自宅や研究室から図書の予約、希望図書の申請、貸出履歴の確認なども可能となり、より充実した迅速な学術情報の提供ができるようになった。
- ・平成 26（2014）年度の実績では開館日数 226 日、学内利用者数は延べ 1,180 人であった。また図書館は、利用を申請した学外者にも広く開放しており、学外利用者は延べ 73 人であった。
- ・情報環境整備の他、全学的な教育研究の支援を行っている情報館には、3 つの講義室と自習室を合わせて約 200 台の情報端末（PC）を設置している。また、情報関連機器を利用した教育実施のために、プロジェクター、学内 LAN の環境を備えている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- ・各学年はクラス制を取っており、授業はクラス又は学年毎の授業である。
- ・基本的に、必修科目については 1 クラス単位で授業運営を行っているが、選択科目では複数クラス合併の授業を行っている場合もある。
- ・実験、実習、演習等実技や演習を伴う科目は、ローテーション別又は少人数で行っている。
- ・「物理学」については入学時にプレースメントテストを実施し、能力別にクラスを再編成しており、1 クラス少人数で授業を行っている。
- ・工学実験は、テーマによりローテーションでの授業を行っており、1 テーマを 10 人以下で授業を行っている。

（3）2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・施設設備の将来計画として、今年度に中長期維持管理計画を策定し、老朽化した施設設備及び建物の今後のあり方を検討する。
- ・具体的には、学内のインフラ設備の整備（架空配線の整備（埋設計画）、老朽化した給排水設備の整備及び学内 LAN 設備の更新等）や老朽化した建物（実習場、図書館及

び情報館等）の建て替え又は改修計画等の策定を施設整備将来計画委員会及び総務企画課を中心に検討している。

- ・学生寮については、建設してから年数が経っており、改修又は建て替えを検討している。

[基準 2 の自己評価]

- ・学生の受け入れについては、入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を明確にして大学ホームページや入学試験実施要項に記載し、受験生等へ周知している。受験志願者については、多様な入試制度を設置し、受験生の受入れを行っており、入学定員については徐々にではあるが回復傾向にある。定員を満たしていない学科については、現在、教育改革を進めている。また、入学者確保のために学生募集、広報体制を整備、強化を図るとともに、教育環境を改善し、収容定員の確保に努めている。
- ・教育課程編成については、建学の精神を踏まえ教育目的を達成するため、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を掲げて各学科の教育の特色に合わせ、教育課程を編成している。各学科の専門教育を特色のあるものにし、より専門性に特化させるために各科、コース制を実施している。また、リメディアル教育、導入教育、就業力育成や資格取得支援等により、学修支援を大学全体で行っている。
- ・学修及び授業の支援については、クラス担任制及び教員が担当制で昼夜休みに学生の指導も行っており、従来からあるオフィスアワーや大学院生の TA も活用し、きめ細やかな支援を行っている。
- ・単位認定、卒業・修了認定等については、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき単位認定基準を定め、厳格に運用している。また、GPA については平成 26（2014）年度から導入し、履修指導や学生指導に活用している。成績評価方法については、シラバスに記載し公平性を保っている。編入学生の単位認定等についても大学設置基準を遵守し、適切に運用している。また、大学院の運営に関しては、大学院履修規則に基づき単位の認定、学位論文の審査が適性に行われている。
- ・キャリアガイダンスについては、各学年にキャリア教育に関する科目を配置している。必修科目として、1 年次に「就業力基礎」、「工学セミナー」2 年次に「就業力育成セミナー」、3 年次に「就業力実践演習」を開講すると共に選択科目として、3 年次に「就業指導Ⅰ」、「就業指導Ⅱ」及び「就業のための社会と経済の理解」を開講し、模擬面接やグループ討議などの実践的なプログラムに取り組み、社会における技術者の役割や、技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し、身につけられるようにしている。1 年次には選択科目として、「就業のための文章表現技術」を開講し、各自の将来設計や自己実現について深く考えをレポートにまとめている。また、インターンシップの推進、企業ガイダンス、学内企業面談会等を通じての近年の就職率は 95% を超え、平成 26（2014）年度は 99.5% の就職率であった。
- ・教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、教員相互による授業公開と、学生による授業アンケートに対する改善の公開等、教育改善の仕組みとして適切に機能していると判断している。

- ・学生サービスについては、クラス担任と職員が協働して学生の支援にあたっている。学生相談室や看護師常駐の医務室や臨床心理士（非常勤）を配置し、学生の心身の健康維持や学生の相談に対応している。また、大学独自の奨学金制度や学生の満足度アンケートを実施し学生の要望に応えている。
 - ・教員の採用については、中期計画を基に各学科の教育目的を達成するために選考を行い、かつ、年齢構成の適格化に努めている。また、教員の資質向上や能力向上のために、FD委員会が研修会や授業公開を実施している。
 - ・教育環境の整備のために、耐震診断を行い改修に努めるとともに9階建ての100号館の建設を行い、学生の教育環境の改善に努めている。
- 以上のことから、基準2を満たしていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

≪3-1 の視点≫

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

**3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に
関連する法令の遵守**

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・学校法人久留米工業大学寄附行為第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。
- ・大学学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」として明確に定めている。
- ・本学法人及びその設置校は、設置以来一貫してわが国の産業を支え担う「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。本学では、この建学の精神を実践するために必要な方針を教育理念・ビジョンとして明確化するとともに、教職員の意識と理解を求め継続的な実行を表明するため、学内施設に掲示するとともに、大学ホームページ、学生便覧に掲載するなど広く一般にも公開している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・本学では、平成22（2010）年度に中期事業計画を策定し、使命・目的の実現のためにどのような方針で取り組んでいくのかを明確にしてきた。そして、この中期事業計画の具体的な目標を定めた実施計画を策定しており、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを前期計画、前期計画の実績や社会環境の変化に応じて策定する計画を後期計画（平成28（2016）年度から平成30（2018）年度まで）と位置付けて事業を実施していくこととしている。この前期・後期を通じた実施計画において、学校法人全体（大学、附属高等学校、専門学校、自動車学校及び法人本部）の将来を目指す姿（ビジョン）、今後の経営目標を明確にしている。
- ・実施計画は、毎年度における各部門の重要課題及び単年度目標を予算編成時に合わせてローリングし、単年度の事業計画として定めるなど使命・目的の実現へ向けた確実な実行を検証している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

- ・法令遵守については、文部科学省からの通知をはじめ官報、関係団体、関係資料等の情報収集に努め、学校教育法、私立学校法、関係法令を遵守している。また、法令改正に伴う対応、官庁・関係機関からの通知等は、法人本部と大学事務局総務企画課が所掌しており、文書取扱規程に基づき迅速かつ適切に対応・処理している。
- ・大学設置基準に定める教員数、校地・校舎等の面積については、法令に定める基準を満たしている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・環境への配慮については、学内に分別したごみ箱の設置、冷暖房、照明等の節電、資源ごみの回収等省エネに対する意識啓発と具体的な取り組みを行っている。更に、新教育棟の建設にあたり、環境技術を最大限導入し、省エネと創エネなどによって消費エネルギーの最小化を追求している。
- ・人権への配慮については、「ハラスメント防止ガイドライン及びハラスメント行為になり得る言動の例」を作成するとともに「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」「久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程」「久留米工業大学ハラスメント防止対策委員会規程」を制定し、運用している。また、意識啓発と制度運用の徹底を図るため全教職員を対象にした研修も実施している。
- ・「久留米工業大学ハラスメント相談室規程」を定め、ハラスメント相談員を8名（内女性4名）と外部からカウンセラー1名（女性）を配置し、学生と教職員の相談に応じている。
- ・本学の教職員等の安全確保と健康の維持増進等について審議し、安全衛生管理活動の推進を図るため、久留米工業大学安全衛生委員会を置き、労働災害及び健康障害等の防止に努めている。
- ・法人における危機管理については、危機管理規則に基づき体制を確立し、学生及び教職員の安全確保を図っている。
- ・安全対策については、「SAFETY GUIDE 安全の手引き」や新入生に配布する「危機管理マニュアル」を作成するなどして、安全に関する具体的な対応策の指導に努めているほか、消防署の指導・協力を得て、学生及び教職員参加のもとで、防火避難訓練を実施している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- ・教育研究活動等の状況は、学校教育法施行規則第172条の2第1項に規定する9項目について、大学ホームページにリンクを設定し、必要な情報を提供している。
- ・教員の研究成果を紹介した「研究シーズ集」を作成し、大学ホームページに掲載するとともに、公共機関、企業等に配布し、研究活動の情報を広く公表している。
- ・資金収支計算書、消費収支計算書等の財務情報も大学ホームページで公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営の規律と誠実性について、関連する法令を遵守している。また、環境保全、人権、安全への配慮の体制及び教育情報・財務情報も整備し、公表しているので、引き続き、現状の体制で運営していくとともに、PDCA サイクルを組織的に機能させてさらなる向上に努める。
- ・危機管理に関しては、管理体制の実効性を確認するとともに、地元自治体との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元住民を含めた広域的な危機管理体制の充実、向上に努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年 6 回又は 8 回開催し、次の事項について審議することを理事会規則において規定している。

①理事及び評議員の選任及び解任 ②監事候補者の選任及び監事の解任 ③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任 ④予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ⑤事業計画 ⑥予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑦寄附行為の変更 ⑧合併 ⑨目的たる事業の成功の不能による解散 ⑩収益事業に関する重要事項 ⑪寄附金品の募集に関する事項 ⑫重要な規則の制定及び改廃 ⑬その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

- ・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、担当理事は、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、各学校を代表することで、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。
- ・役員会は、理事 11 人、監事 2 人で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する理事には学長及び各学校長が就任している。
- ・監事は理事、評議員又は本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。
- ・役員の選任については、「役員候補者選考委員会内規」に基づき、役員候補者選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦している。
- ・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、毎月 1 回開催し、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関する事項、緊急にこの法人の意思

を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関すること、理事会及び評議員会に付議する事項等について審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学校法人を取り巻く環境が変化、多様化している中、法人の意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう更に常任理事会機能を強化するなど、管理運営の活性化を図る。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意志決定の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・本学は、「人間味豊かな産業人の育成」の建学の精神の下、大学学則及び大学院学則においてその目的を明確に定めており、この目的を効果的、効率的に達成するため、管理運営体制を構築し、機能させている。
- ・理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び学校法人常任理事会規則で明確に定めている。常任理事会は理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長等の担当理事をもって構成し、毎月1回定期的に開催し必要事項を審議・決定している。
- ・本学は教育に関する審議機関として、大学学則第43条に基づき教授会を置き、入学、卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項並びに教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、毎月1回定期的に開催している。また、教授会の下に各種委員会を設置しており、下記「表3-3-1」の各種委員会で原案の作成等を行っている。

表 3-3-1 管理運営のための主要な委員会

名 称	内 容
地域連携センター運営委員会	地域連携推進及びものづくりセンターの基本的事項に係る方針、新規事業や既存事業の改廃、知的財産の運用、公開講座の計画及び実施に関する事項等を審議する。
学術情報センター運営委員会	学術情報センターの組織及び運営・事業計画等、情報館・図書館管理運営に関する必要事項について審議する。
施 設 委 員 会	本学の施設整備計画及び環境整備に関する事項等を審議する。
教 務 委 員 会	教育課程及び履修に関する事項、学生の休学、退学、転学、留学、除籍等に関する教務上必要な事項を審議する。
学 生 厚 生 委 員 会	学生の生活指導、福利厚生、学友会、奨学金、賞罰等、学生の厚生に関する必要な事項について審議する。
入 試 委 員 会	入学試験実施の基本方針、入学試験の合格者判定など入学試験に関し、重要な事項について審議する。
広 報 委 員 会	大学広報誌等の作成・配布、オープンキャンパス・進学説明会等の企画・実施、高校・受験生・保護者等の動向調査・分析等学生募集及び大学広報に関する事項について審議する。
キャリアサポートセンター運営委員会	本学学生の就職の適正円滑を図るため、基本的構想と具体的実施方法の確立等就職に関する必要事項を審議する。
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び担当教員、教育実習、介護等体験、教員免許状更新講習等に関する事項を審議する。
共通教育運営委員会	共通教育科目のカリキュラム、授業計画及びその他共通教育に関する事項を審議する。
ラーニングコモンズ専門委員会	ラーニングコモンズの事業運営、事業予算、施設・設備、諸規定に関する事項等を審議する。
高大連携実施委員会	高等学校との連携企画、連携カリキュラムの作成等、高大連携の実施に関する事項を審議する。
F D 委 員 会	研修その他施策の企画・実施、学生の授業評価アンケート、授業公開、授業改善の取り組み等を審議する。
安全衛生管理委員会	安全衛生管理に関する必要事項を審議する。
シ ラ バ ス 委 員 会	開講科目のシラバスの作成等に関する事項を審議する。

- 企画会議は、大学学則第 57 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、事務局長、事務局次長、学生サービス担当次長、総務企画課長及び会計課長をもって構成し、学長の

諮問を受け、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議するため、毎月2回開催している。

- ・学科長会議は、大学学則第58条に基づき、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、本学の重要事項及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定することについて、学科長会議規程に定め、毎月1回定期的に開催している。
- ・大学院研究科委員会は、教育研究に関する事項等を審議し、学長が決定することについて大学院学則で明確に定めており、研究科長、研究科の指導教員をもって構成し、毎月1回定期的に必要事項を審議している。また、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議することとし、本委員会は、研究科長、専攻長、指導教員をもって構成し、毎月1回定期的に開催している。
- ・大学の教育研究を支援するための必要な組織、大学事務の管理運営組織については、久留米工業大学組織及び管理規則に定め、運営に当たっている。
- ・副学長、学長補佐、学科長及び専攻長並びに上記「表3-3-1」に掲げる委員会の委員長の選任については、学長が指名するよう役付職員内規で規定している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学の意思決定権者である大学担当理事であるほか、理事、評議員として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長を補佐する大学教授である副学長は、理事、評議員として理事会、評議員会の構成員であるとともに、他の学長補佐3人（教務担当、入試広報担当、地域連携担当）が連携し、意思統一を図る体制をとっており、日常的業務執行においてもそれぞれの立場で調整し運営している。
- ・教育研究に関わる課題への対応については、学長が議長を務める学科長会議（平成26（2014）年度12回開催）及び教授会（平成26（2014）年度12回開催）をはじめとする審議、議決機関で審議の上、学長が決定している。教授会は、助教以上の全ての教員を招集するもので、教員の使命、教員の職務に関する事項のほか、大学運営全般に関する連絡事項など、全学的な周知が求められる事項についても、学長自らが直接伝達している。
- ・大学運営に関する学長の方針を全教職員に直接伝える機会の一つとして、「久工大だより」を、年間2回（7月・1月）発行している。その内容は、大学ホームページで紹介されており、全教職員に伝わる仕組みが整えられている。
- ・事務局職員は、教授会、学科長会その他学内各種委員会で意見を述べ、また日頃の業務の中でも積極的に教員とコミュニケーションを図る等して、教員との連携を図っている。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・学長は法人の担当理事として、法人の意思決定を踏まえ、その職務権限に基づいて業務を分掌し、大学の運営及び経営の責任者としてリーダーシップを発揮している。

- ・本学の意思決定がより効率的、効果的に機能するよう、今後も規程の改正、各種委員会等の運営方法について見直しを図る。
- ・また、企画会議における意思決定の過程や決定内容について全教職員が課題意識を共有できるような情報共有のシステムを整備する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・学校法人の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為第 17 条の規定に基づき運営され、原則年 6 回又は 8 回の定例及び必要により開催し、理事会規則に規定する議案を議決している。
- ・理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図るため、日常業務の決定を常任理事会に委任している。

・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、毎月 1 回開催し、重要事項を除く法人の日常的な業務の決定に関する事項、緊急に法人の意思を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関する事項、理事会及び評議員会に付議する事項等について審議、決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。

・常任理事会の下に、常務理事直轄機関として、各学校の事務長、次長級及び法人本部の次長、課長級で構成した経営戦略会議を設置し、各学校及び法人全体の課題について検討・協議を行い、課題解決に取り組んでいる。

・常務理事（法人本部事務局長兼務）が大学事務局長を兼務していることで、法人と大学の意思決定については共通した認識の下に統一されている。

・法人内各学校において様々な情報を共有化するため、法人ホームページに教職員専用ページを設け、各種情報を提供しているほか、中堅職員による「情報連絡会」を毎月 1 回開催し、法人全体で共通認識を形成できる体制を構築している。

・学長の諮問機関として企画会議を設置し、月 2 回定例開催している。企画会議は、事業計画に関する事項、教育研究活動、組織の企画・立案、予算に関する事項、経営改

善等教育研究及び大学の管理運営についての審議機関であり、大学の重要な機関として、十分な機能を果たしている。

- ・事務の連絡調整機関として、事務局次長、学生サービス担当次長及び各課長による課長会議を月2回定例開催している。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・理事会では、外部理事として久留米市長、民間企業の代表者、弁護士などを加えることで、審議の客觀性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。
- ・理事長の諮問機関である評議員会において、理事長は、寄附行為第24条に規程する事項について、あらかじめ意見を聞いている。
- ・評議員の選考については、寄附行為に基づき、理事会又は評議員会において選任されるよう定めている。
- ・過去3年間の評議員の評議員会への出席状況は、下記「表3-4-1」のとおりであり、いずれの年度も概ね8割以上の出席率となっている。

表3-4-1 評議員の評議員会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回
平成24年度	月日	5月25日	10月1日	11月30日	3月14日
	出席状況	18/23人	19/23人	19/23人	21/23人
平成25年度	月日	5月28日	11月26日	3月14日	
	出席状況	19/24人	18/24人	19/24人	
平成26年度	月日	5月27日	11月26日	3月12日	
	出席状況	19/24人	19/24人	17/22人	

出席状況：出席者数／評議員総数

- ・法人の業務及び財産の状況の監査を行うため監事2名を置き、その職務を寄附行為に明確にしているほか、具体的な監査内容については、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準で定めている。現在、監事は常勤1人及び非常勤1人の計2人を置いており、寄附行為、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準に基づき業務及び財産の状況について毎年度2回（11月上旬に期中監査（業務監査）、5月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査））監査が実施されている。監査はあらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び担当課長等にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成のうえ、改善に取り組んでいる。また、法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。
- ・法人本部においては、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、

補助金資料、伝票等については、総務課、財務課でチェックしたものを更に監査室でチェックするなど、二重、三重のチェックを実施している。

- ・平成 25 (2013) 年度から「目標管理制度」を導入しており、課単位で目標を設定し、課長が進行管理することで、組織目標達成へ向けた職員の参画と計画的な業務の推進に対する評価を行っている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・大学をはじめとして、法人の運営を中期的視点に基づき実施するため、6年を1区切りとして、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度までの前期 3ヶ年の実施計画及び平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度までの後期 3ヶ年の実施計画を作成することとしている。これらの計画についてはフォローアップも実施し、達成、未達成の状況を把握したうえで、計画の見直しを行っている。
- ・平成 24 (2012) 年度から、「業務改善提案制度」を導入しており、提案された項目については経営戦略会議で審議の上、効果があると判断されたものについては、随時改善に取り組んでいる。
- ・経営戦略会議では、各学校の様々な課題の解決に向けて取り組んでいる。構成メンバーは各学校の管理職クラスであり、トップからの経営的観点に基づく課題や職員からの現場的観点に基づく課題などを吸い上げ実行に移す会議となっている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人の運営として教学と経営とは両輪であり、お互いのコミュニケーションを円滑に保ち、社会情勢の変化に対応した迅速な意思決定を行える組織の確立に向けて今後とも努力する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

- ・法人本部と大学の事務組織体制は、「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則」により、法人本部の部署の設置、その所管業務の範囲と権限を定め、事務遂行に必要な人員を配置して、法人全体のバランスの中で効率的な事務組織体制になっている。

- ・大学の事務組織も「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則」に基づき、各課等の業務が円滑に遂行されるよう、事務分掌のもとに適切な人員確保と配置を行っている。なお、事務職員の採用については、法人本部で所掌しているが、要員計画及び配置等については、法人本部と大学で必要な協議・調整を行い、適正な業務執行体制を確保している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- ・法人本部事務部門は、「総務課」「財務課」「経営戦略室」「監査室」の四部門になっており、法人事務局長が統括している。(法人本部は、大学と同敷地内)
- ・学校法人内の日常的な業務の決定及び理事会・評議員会に付議する事項の審議等を行う常任理事会を設置しており、理事長、常務理事及び担当理事をもって組織している。
- ・法人内の情報を共有する情報連絡会（法人、大学、高校、専門学校、自動車学校）を月1回開催して、法人内の業務執行を円滑にしている。
- ・事業計画については、全職員に対して周知し、学長のリーダーシップのもとで全学をあげて、目標に向けて業務を遂行している。また、事務部門においては、課ごとの目標管理により、組織目標を達成するよう進捗を管理している。
- ・専任の事務職員数、過去3年間の新規採用状況は、下記「表3-5-1」とおりある。
- ・職員の資質、能力の向上及び組織の活性化の観点から人事異動を実施しており特に、同一部署に長期間在職している職員は異動対象としている。

表3-5-1 新規採用状況

年 度	平成24(2012) 年度	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度(採用予定)
専任職員数	29人	30人	30人	32人
新規採用者	1人	1人	1人	2人

(専任職員数は、当該年度の5月1日現在で、新規採用者は、内数)

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- ・事務職員の資質向上、能力開発のためのSD研修として、平成26(2014)年度は、管理職を基本とする階層別研修や転入、若手職員等を中心とした業務研修を実施した。具体的には、自治体職員を講師とした地域の課題についての講話やコミュニケーション力の向上のための交流会、学長方針や学校教育法の内容に関する研修等である。また、教員のFD研修に参加する形で、多様な学生への対応等専門研修も行った。その他、日常業務の指導については、基本的にOJT(On the job training)で取り組んでいる。
- ・市内の高等教育機関5大学による高等教育コンソーシアム久留米において、平成26(2014)年に、合同SD研修の協定書を締結しており、この研修会にも参加している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・効率的で効果的な業務を執行するとともに、社会や教育環境の変化に伴う諸課題への的確な対応をしていくための体制整備については、今後も法人本部と十分な協議を行いながら、一層の充実を図っていく。
- ・大学組織の一層の活性化を進め、地域に開かれた魅力ある大学を目指すため、学科及び教職員の枠に捉われない幅広い観点で、必要な能力と経験等を持った人材によるプロジェクトチームを編成するなど、迅速かつ機能的な事業の推進体制を構築していく。
- ・職員の能力開発及び人材育成については、その重要性を認識し、大学事務職員として求められる事務処理能力及び専門的なスキルの向上を図っていく。また、法人本部全体としての職員研修のあり方及び内容等については、法人の経営戦略会議においても検討していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・本学では、6ヶ月をひとつの区切りとして、前期3ヶ月、後期3ヶ月の実施計画を策定することとし、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までの前期実施計画を策定している。
- ・実施計画は、毎年フォローアップを行うことで、適切にPDCAサイクルを回し、財務状況を勘案しながら計画の実施を図っている。
- ・各年度の予算については、実施計画で計画した事業を具体化するとともに、予算編成の基本方針において、法人としての消費支出超過を抑制するため、具体的な数字を定めて人件費削減や経費圧縮を図るなど、中長期的な視点での財務改善に取り組んでいる。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・安定した財務基盤の確立のためには、消費収入の約75%（平成26（2014）年度）を占める学納金収入をいかに確保するかであり、教育内容の特長化、学生サービスの向上及びキャンパスアメニティの向上を図るなど、積極的な取り組みを実施している。
- ・また、学納金収入に頼らない運営を図るため、外部資金の獲得は必要不可欠であり、施設整備補助金や経常費補助の積極的な確保を図っている。
- ・平成27（2015）年3月に竣工した100号館の建設に際しては、事業団より1500百万円を借り入れたが、「耐震改築事業に対する長期低利融資」を活用することにより、支払利

息より多くの資産運用収入を得るとともに、単年度における資金支出のバランスを確保している。

- ・平成 26（2014）年度で、6 年連続の消費出超過となっている状況を鑑み、平成 27（2015）年 2 月に平成 27（2015）年から平成 29（2017）年（3 ヶ年）の具体的数値目標を定めた「収支改善計画書」を策定し、収支バランスを図る取り組みを始めている。

（3）3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・収入の大部分を占める学納金収入安定化を図るため、入学者確保、退学者の防止策の取組みを強化すると共に、予算編成に関しても大学が政策的に取り組む事業、経常的な支出の見直しを図り、収支バランスの改善、向上に努める。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

（2）3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・本学の予算は、法人全体の当該年度予算編成の基本方針及び事業計画に基づいて編成され、理事会の承認により成立する。

3-7-① 会計処理の適正な実施

- ・本学の会計処理は、学校法人会計基準、経理規則、経理規則取扱細則、授業料等徴収並びに育英に関する規則、固定資産及び物品調達・管理規程等会計関係諸規則等に基づいて行っている。
- ・具体的な通常の会計処理については、各課室より提出される支払伝票と証拠書類を経理責任者が照査・確認後、法人本部へ提出し、法人本部監査室を経て法人本部経理責任者の最終チェック、決裁後に支払業務が行われる。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類などに基づく書面監査、現金等の実査を行う実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリングなど、多岐にわたり実施されている。
- ・公認会計士監査は、法人本部財務課が所管することで、法人として統一した会計処理を推進している。
- ・法人監事による監事監査は年 2 回行われている。期中監査は例年 11 月上旬に行われ、過年度指摘事項への対応状況や経営課題への取り組み状況など、主に業務監査が行われて、11 月末開催の理事会で報告されている。また、期末監査は例年 5 月上旬に行われ、決算状況および業務状況について監査が行われ、5 月末の理事会で報告されてい

る。更に、例年特定の事業に絞った臨時監査を実施し、社会情勢に対応した実効のある監査を行っている。

- ・公認会計士と監事の連携については、例年監査開始前に会計士と監事とで意見交換をする場を設けるなど、連携を図っている。また、期末の監事監査においては、公認会計士も同席して意見を述べ、公認会計士の監査報告においては、監事も同席して連携を図っている。法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理に関しては、経理規則取扱細則に従い、伝票処理、出納処理、領収処理、物品調達処理、減価償却処理を適正に行っている。今後の改善として、法人本部と大学会計処理の簡素化を図るために、本部財務課と会計課で経理システムを共有し、会計処理の適正化を図る。

[基準3の自己評価]

- ・本学の使命・目的実現のため、経営目標を明確にして、前後期6年間の実施計画を策定し、効果的かつ着実な事業を実施している。
- ・法人の理事長と学長との円滑なコミュニケーションを図り、理事会の理事をはじめ本学運営に関する政策的な会議等の代表を務める学長のリーダーシップの下で、副学長、学長補佐とも連携しながら戦略的な意思決定ができる体制が確保されている。
- ・安定した財政基盤の確立のため、収支バランスを図りながら政策経費と経常的経費を効率的に執行管理するなど、財政改善の取り組みが進められている。

以上のことから、基準3を満たしていると評価する。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- ・本学は、「久留米工業学園短期大学」創立以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神に掲げ、「知・情・意の調和の取れた人材の育成」の実践を教育理念として、基準1で示した本学独自の使命・目的の実現に向けて、大学学則第2条に「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の

状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自主的に自己点検・評価を行うことを定めている。

- ・本学の自己点検・評価組織としては、平成 6（1994）年度より学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が設置されている。
- ・平成 20（2008）年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 21（2009）年 3 月 24 日に、「久留米工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。なお、平成 21（2009）年以降の自己点検・評価報告書は大学ホームページに公表している。
- ・本学法人では、平成 24（2012）年度に事業内容と連携した 3 か年（平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度まで）の実施計画を策定した。現在、大学ではこの実施計画に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施して、「自己点検・評価委員会」を中心にして、毎年、自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・本学の自己点検・評価の体制は、大学学則第 2 条にその役割と性格を定めており、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各学科長、大学事務局長、大学事務局の次長及び各課長を委員とする「自己点検評価委員会」がその任に当たっている。
- ・自己点検評価委員会は、自己点検・評価の実施、公表、活用等を統括しており、項目ごとの自己点検・評価の活動は、学科長会議を含む各種委員会や事務局の各課において実施している。
- ・委員会は、本学独自の使命・目的の実現を目指して、年 4 回委員会を開催し、毎年、自己点検・評価報告書を作成している。また、自己点検・評価結果については大学ホームページ上にも公開している。以上、大学の改善・向上を目的に、自己点検・評価を恒常的に推進する体制を整備し、適切に実施している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- ・本学は、日本高等教育評価機構による第 1 回目の認証評価を平成 20（2008）年度に受審した。この認証評価は、事業計画の改善向上を目的とした自己点検・評価、及び第三者機関による評価であり、文部科学省からの 7 年に一度の第三者機関による評価の義務付けによるものである。
- ・平成 20（2008）年度以降、毎年、自己点検・評価報告書を作成してきた。特に、平成 27（2015）年度に 2 回目の第三者認証評価を受審するため、平成 25（2013）年度より新しい評価基準で編集し直す計画となった。また、自己点検・評価が自己満足で終わることがないように、平成 23（2011）年に大学経営についての評価委員会である「運営懇話会」を組織し、問題となっている課題に外部委員の意見を伺うように、常に外部からの評価を意識している。
- ・以上、毎年の自己点検・評価活動と大学の認証評価の受審結果による改善活動を通じて、本学の自己点検・評価は適切に行われている。

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の自己点検・評価活動は、「自己点検評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とする「自己点検評価委員会」を中心に教職協働体制を確立した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。今後も、引き続き自主的・自律的な自己点検・評価を継続するとともに、自己点検・評価活動の恒常化と毎年、自己点検評価書を作成・公表するように努める。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- ・教育情報を含めた大学全体の情報は、数量的なデータを含めて、大学ホームページに掲載している。併せて、学校法人久留米工業大学のグループ校全体についての情報提供を行う冊子体の「時報」にも大学の情報を開示してきた。なお、平成 25（2013）年度からは、「時報」による情報開示を廃止し、「学校法人久留米工業大学」のホームページを新たに開設して、より広く情報開示を行っている。
- ・開示されている情報には、学修・教育の成果も盛り込まれており、自己点検・評価自体が、エビデンス資料を含めた自己点検・評価結果の開示であるともいえる。
- ・外部評価等においても、自己点検・評価に記載された情報が基本となっている。
- ・教育プログラム単位での自己点検・評価に当たっては、全学的に開示されている授業評価アンケート結果をベースとした客観的な対応を行っており、エビデンスに基づいた対応がとられている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- ・事務組織においては、学生の学修や修学支援等に関しては学生サービス課（教務）が、サークル活動等その他の支援は学生サービス課（学生）が、教員の教育に関しては学生サービス課（教務）が、教員の公務等に関しては総務企画課が、また、入試全般に関しては入試課が、就職を含む進路に関してはキャリアサポートセンターがそれぞれの業務を担当しており、各業務に係わる情報やデータに関しては、学務システムに集約・整理されている。
- ・集約・整理された情報やデータは、教育情報として大学のホームページを通して公開されるだけではなく、たとえば、成績不良者の動向把握や原因究明、また、修学指導や進路状況との関連の調査等の必要に応じて、教務委員会、学生厚生委員会、キャリ

アサポートセンター運営委員会、FD 委員会等の関係委員会に提供され、分析・検討が加えられている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- ・自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会を通じて学内での共有化を図っている。
- ・認証評価を含む、外部評価に係わる自己点検・評価結果については、すべて大学ホームページを通して公開し、学内での情報共有と社会への公表を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価委員会を中心に、さらに透明性の高い、エビデンスに基づいた自己点検・評価システムの構築を目指す。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

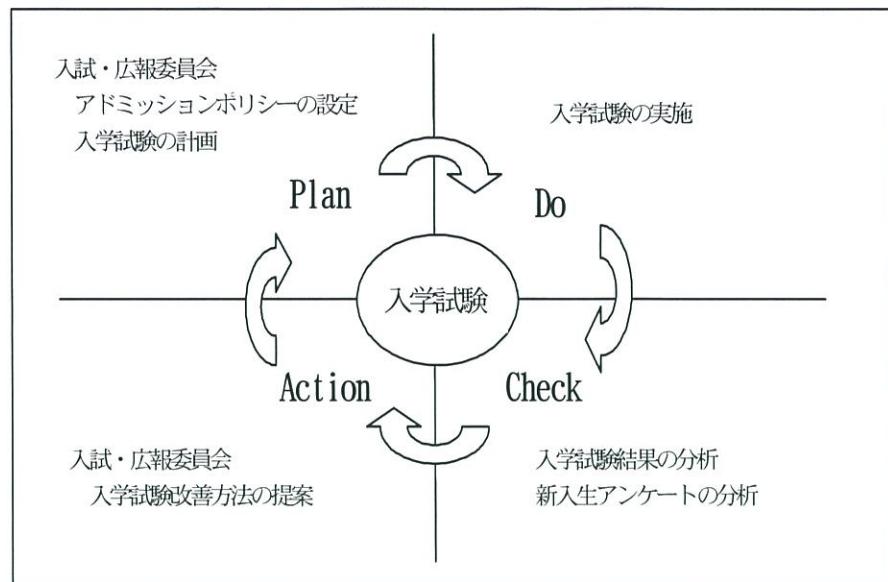
(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

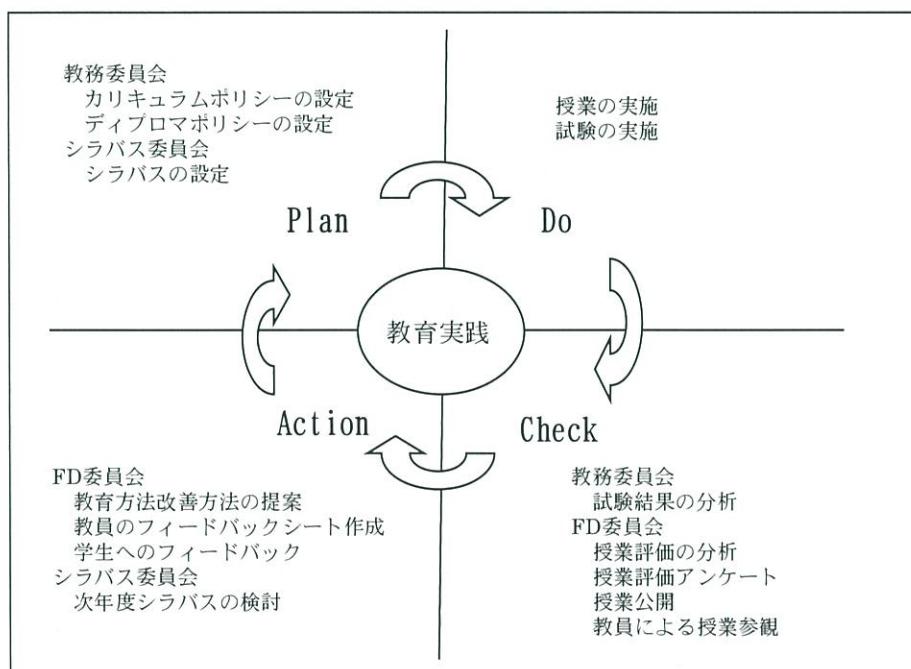
(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

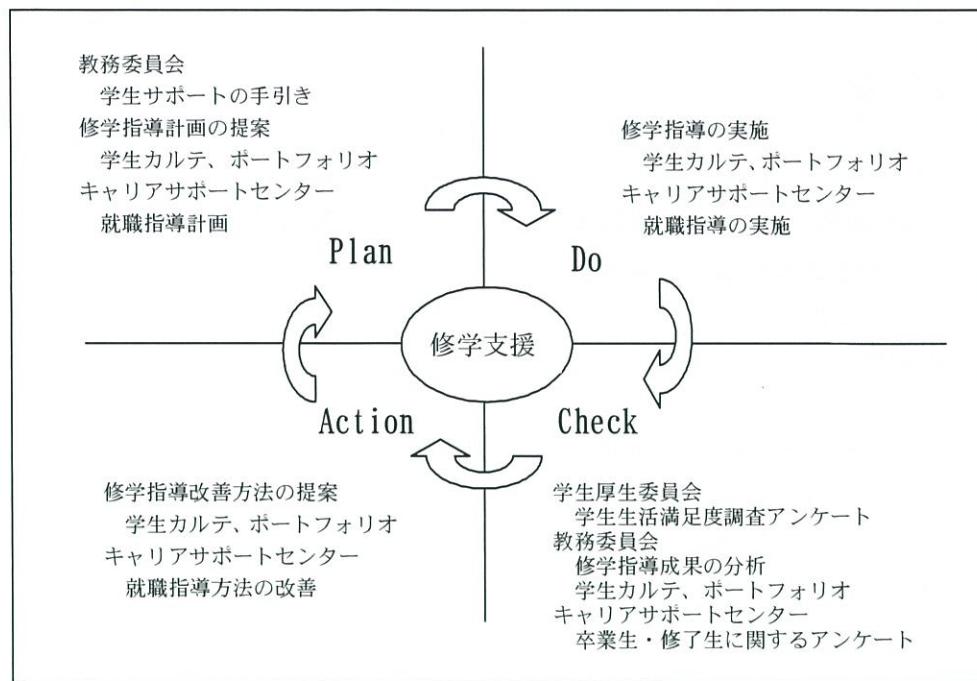
- ・本学における自己点検・評価活動は学則に定められている。更に、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書を平成 21 (2009) 年度以降、毎年作成している。同報告書で指摘された課題については、担当の委員会やそれぞれの学科・専攻で、改善、向上を図る努力が続けられている。改善に向けての対策については、自己点検・評価委員会や学科長会議において審議されており、その内容、経過・状況等は、学科会議や教授会等を通じて全教員に周知されるようになっている。事務局においては、課長会議を通じて報告され、全教職員が共有できるようにしている。
- ・以上、本学では自己点検・評価を全教職員共有の問題として捉え、改善に向けた体制が整えられつつあり、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みがほぼ確立していると考えられる。
- ・図 4-3-1 に本学における入学試験、教育実践、修学支援に係る各 PDCA サイクルを示す。



(1) 入学試験に係る PDCA サイクル



(2) 教育実践に係る PDCA サイクル



(3) 修学支援に係る PDCA サイクル

図 4-3-1 久留米工業大学における PDCA サイクル

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の結果を含めて、教育に係る様々な情報を集約し、教育の質保証に向けた改善システムは構築できていると判断しているが、大学全体として自己点検・評価結果を有効に機能させるためには、より統合された PDCA サイクルの確立を目指していく。

[基準 4 の自己評価]

- ・本学における自己点検・評価の適切性については、学内規程に基づいた組織体制を整備しており、定期的に実施されていることで満たされていると判断している。
- ・本学における自己点検・評価の誠実性については、現状把握のために必要なデータや資料を十分に収集・分析しており、その結果を大学ホームページ等で学内共有し、社会への公表を行っていることで満たされていると判断している。
- ・自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

«A-1 の視点»

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

1) 人的資源の提供

ア 地域連携推進機能の組織整備

- ・本学では、地域の企業や団体等と連携して、産業の創出・活性化、人材育成、小中学校の理科学教育支援等に寄与することを目的とした「地域連携推進室」を設置している。地域連携の特徴のひとつとして学内シーズのみに対応するのではなく、地域ニーズに合わせた共同研究を行っているが、この共同研究において、単独の教員、学科では不十分と判断した場合は、学内に複数の学科を持つ本学のメリットを活かし、学科を超えた複数の教員をプロジェクトに配置することにより、柔軟に地域課題への対応ができる体制をとっている。なお、本学における教育・研究と地域社会をつなぎ、地域の教育・研究の拠点として、地域社会との連携や生涯学習機能など本学の地域貢献活動を総合的かつ組織的に推進するため、平成 26 (2014) 年 6 月に、「地域連携推進室」と「ものづくりセンター」を組織統合した「地域連携センター」を設置し、地域連携機能の更なる充実を図っている。

イ 久留米工業大学地域連携推進協議会の設置

- ・産学官連携による地域産業の振興、地域の活性化を推進するため、平成 26 (2014) 年 3 月に、地域の企業や教育機関、商工会議所等 31 社で構成する「久留米工業大学地域連携推進協議会」を立ち上げ、平成 26 (2014) 年 7 月には第 1 回総会を開催した。

ウ 「高等教育コンソーシアム久留米」

- ・本学は 久留米地区の高等教育機関（3 大学・1 短大・1 高専）で構成する「高等教育コンソーシアム久留米」として、知の拠点づくりに貢献している。

エ 市民向け公開講座

- ・地域から依頼を受けて開催している公開講座のほか、久留米市から依頼された市民公開講座も開催している。

オ 小中学校向け公開講座

- ・地元小中学校への出前授業を行った。また、平成 26 (2014) 年度は、久留米市サイエンスフェアにて子供夏休み作品展も行った。

カ 高校向け公開講座・人材育成

・本学では、小、中、高校向けの出張講義として 36 項目の講義を用意している。また「一日大学生」と称し高校生に大学教育を模擬体験してもらう活動を行っている。更に、人材育成として福岡県主催の「产学官連携産業人材育成事業」を行っている。この事業は、近隣の浮羽工業高等学校、三池工業高等学校、八女工業高等学校と本学との共同調査・研究で平成 22 (2010) 年より開始している。テーマ例として「建築物の構造の仕組みと安全性を理解するための模型づくり」「センサーを利用したフィードバック機能を持つロボットの研究」などがある。

キ 産学交流会への参加

・平成 21 (2009) 年度から久留米広域商談会（久留米市、鳥栖市主催）、久留米・鳥栖産学官テクノ交流会（久留米市主催）、久留米テクノブリッジ（九州経済産業局主催）等の産学官交流会に参加しており、産学交流会では、社会連携活動のみでなく本学の研究成果も展示している。

ク 久留米工業大学運営懇話会の設立

・平成 24 (2012) 年度より大学の地域連携をより強力に推し進めるため、外部の学識経験者、商工会議所、教育員会等からなる運営懇話会を設立し、意見を求めている。】

2) 物的資源の提供

・物的資源の提供として、各講義室、体育館、運動場、ホール等を授業などに影響のない場合は、利用料金を定め、地域の団体等への利用に供している。また、学術情報センター図書館も規程を定め地域に開放している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が身近な親しみやすい地域の大学として、社会貢献をより進めるため、地域を理解する上での科目「地域の歴史と課題」（必修科目）、「地域の農業と工学的アプローチ」（選択科目）を平成 27 (2015) 年度より授業科目とする予定である。学内には企業との共同研究に貢献できる「ものづくりセンター」を整備している。これは学生の自主的なものづくり教育を積極的に推進する目的のものであるが、金属加工を中心とした工作機械加えて、3 次元プリンター、回流式大型風洞や仮想現実感表示装置（VR システム）などを集積しており、これらを地域へ開放していく予定である。

今後、地域での課題解決に向けて、学生のフィールドワークを積極的に推進し、地元就職率を上げ、地方創生に貢献していく。

[基準 A の自己評価]

本学は、市民や自治体、企業等と積極的に連携し、地域で唯一の工学系大学としての人的・物的資源を活用しながら、地域の活性化に貢献している。特に、組織的にも「ものづくりセンター」と一体的になった体制整備を行ったことにより、地域のニーズに柔軟に応えた本学の資源を提供できるようになった。また、新たに建設した 100 号館には、学外利用も予定した「地域連携・交流センター」を整備するとともに、供用施設を活用した取り組みも企画するなど、身近で親しみやすい地域に開かれた大学として、事業を進めて行く。

以上のことから、地域における重要な資源として十分そして適切に地域社会に貢献し

ていると評価する。

表2-1

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【学科】		入試の種類		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
機械システム工学科	一般入試	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	61	56	43	43	50	50	—	54	
		入学者	入学者	18	13	13	13	19	19	—	49	
	センター入試	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	49	49	40	40	62	62	—	57	
		入学者	入学者	16	10	10	10	13	13	—	57	
	AO入試	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	7	7	9	9	7	7	—	2	
		入学者	入学者	6	8	8	8	7	7	—	2	
	附属校推薦	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	12	12	15	15	7	7	—	4	
		入学者	入学者	12	12	14	14	7	7	—	4	
	指定校推薦	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	17	17	10	10	3	3	—	13	
		入学者	入学者	16	10	10	10	3	3	—	13	
	公募推薦入試	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	4	4	5	5	1	1	—	3	
		入学者	入学者	4	4	5	5	1	1	—	3	
	(社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	募集定員		—		—		—		—		
		志願者	合格者	—	—	—	—	—	—	—	0	
		入学者	入学者	—	—	—	—	—	—	—	0	
	募集定員		50		50		50		50		50	
	志願者		150		122		130		133		133	
	合格者		145		121		127		128		128	
	入学者		72		60		50		53		53	

備考 1) 推薦入試の募集定員について：募集要項では附属校推薦・指定校推薦・公募推薦毎の募集定員は定めていない、

備考 2) 学科毎の募集定員について：各試験毎の募集定員は定めていない、第2志望合格者1名を含む

備考 3) 平成24年度一般入学試験合計

表2-1

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【学科】	入試の種類	募集定員		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		志願者	合格者								
工 学 部	交 通 機 械 工 学 科	一般入試	—	29	20	—	—	18	—	—	25
		セクター入試	—	24	18	—	—	16	—	—	23
		AO入試	—	11	5	—	—	7	—	—	5
		附属校推薦	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		指定校推薦	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公募推薦入試	志願者	17	9	9	—	—	9	—	—	11
		合格者	17	9	9	—	—	9	—	—	11
		入学者	17	9	9	—	—	9	—	—	11
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	14	21	—	—	—	11	—	—	10
	その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	合格者	14	21	—	—	—	11	—	—	10
		入学者	14	21	—	—	—	10	—	—	10
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	31	18	—	—	—	15	—	—	20
		合格者	31	18	—	—	—	15	—	—	20
	学科合計	入学者	31	18	—	—	—	15	—	—	20
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	3	5	—	—	—	3	—	—	3
		合格者	3	5	—	—	—	3	—	—	3
		入学者	3	5	—	—	—	3	—	—	3
	募集定員	志願者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		入学者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	90	90	—	—	—	90	—	—	90
		合格者	116	90	—	—	—	71	—	—	96
	入学者	志願者	111	88	—	—	—	68	—	—	94
		合格者	84	63	—	—	—	48	—	—	60

参考 1) 推薦入試の募集定員について：募集要項では附属校推薦・指定校推薦・公募推薦/毎の募集定員は定めていない、

参考 2) 学科毎の募集定員について：各試験毎の募集定員は定めていない、

参考 3) 平成24年度一般入学試験合格者について：第2志望合格者1名を含む

参考 4) 平成27年度セントラル利用試験入試合格者について：第2志望合格者1名を含む

表2-1
学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

[学科]		入試の種類			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
建築・工学部	一般入試	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		志願者	25	22	22	20	20	22	22	22	34	30	30	35	38	
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	センター入試	入学者	7	11	11	11	11	11	11	11	9	9	9	14	14	
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		志願者	21	15	15	15	15	15	15	15	26	26	26	45	45	
	AO入試	合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		入学者	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	11	11	
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	附属校推薦	志願者	6	8	8	8	8	8	8	8	4	4	4	12	12	
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		入学者	6	7	7	7	7	7	7	7	4	4	4	11	11	
	指定校推薦	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		志願者	3	10	10	10	10	10	10	10	5	5	5	5	5	
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	公募推薦入試	入学者	3	9	9	9	9	9	9	9	5	5	5	5	5	
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		志願者	13	13	13	13	13	13	13	13	8	8	8	8	8	
	学科	合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		入学者	12	13	13	13	13	13	13	13	8	8	8	8	8	
		募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	志願者	2	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	4	4	
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		入学者	2	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	4	4	
	その他	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		志願者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	学科合計	入学者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		募集定員	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
		志願者	70	68	68	68	68	68	68	68	80	80	80	113	113	
		合格者	66	66	66	66	66	66	66	66	76	76	76	110	110	
		入学者	37	46	46	46	46	46	46	46	35	35	35	54	54	

備考 1) 推薦入試の募集定員について：募集要項では附属校推薦・指定校推薦・公募推薦毎の募集定員は定めていない、

備考 2) 学科毎の募集定員について：各試験毎の募集定員は定めていない、
備考 3) 平成27年度センター利用試験入試合格者について：第2志望合格者1名を含む

表2-1
学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【学科】		入試の種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			募集定員	—	—	49	47	—	—	—
情報ネットワーク工学科	一般入試	志願者	48	—	—	—	—	—	—	60
		合格者	41	41	41	43	43	—	—	58
		入学者	15	9	9	14	14	—	—	17
	センター入試	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	46	46	49	48	48	—	—	71
		合格者	46	46	49	46	46	—	—	71
	AO入試	志願者	16	15	15	22	22	—	—	18
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—
		入学者	7	9	9	16	16	—	—	10
	附属校推薦	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	15	12	12	38	38	—	—	23
		合格者	15	12	12	37	37	—	—	23
	指定校推薦	志願者	15	12	12	37	37	—	—	23
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—
		入学者	18	10	10	6	6	—	—	5
	公募推薦入試	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	18	10	10	6	6	—	—	5
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	—
	(社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	志願者	2	1	1	1	1	—	—	8
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	0
		入学者	—	—	—	—	—	—	—	0
	その他	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—
		志願者	—	—	—	—	—	—	—	0
		合格者	—	—	—	—	—	—	—	0
	学科合計	志願者	60	60	60	60	60	—	—	60
		合格者	137	132	132	156	156	—	—	177
		入学者	130	122	122	149	149	—	—	169
			73	56	56	96	96	—	—	78

備考 1)推薦入試の募集定員について：募集要項では附属校推薦・指定校推薦・公募推薦毎の募集定員は定めていない、
備考 2)学科毎の募集定員について：各試験毎の募集定員は定めていがない、

表2-1 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【学科】		入試の種類	募集定員	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育創造工学科	一般入試	志願者	16	—	—	—	—
		合格者	15	17	20	30	23
		入学者	5	8	17	28	23
	センター入試	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	19	23	23	24	6
		入学者	6	7	7	24	31
	AO入試	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	6	1	1	3	7
		入学者	6	1	1	3	7
	附属校推薦	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	1	0	0	2	0
		入学者	1	0	0	2	0
学部	指定校推薦	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	5	4	4	7	3
		入学者	5	4	4	7	3
	公募推薦入試	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	1	2	2	4	6
		入学者	1	2	2	4	6
	その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	志願者	—	—	—	—	—
		合格者	—	—	—	—	—
		入学者	—	—	—	—	—
学科合計	志願者	30	30	30	30	30	30
	合格者	48	50	50	70	70	70
	入学者	47	47	47	68	70	70
		24	22	22	42	31	31

備考 1) 推薦入試の募集定員について：募集要項では附属校推薦・指定校推薦・公募推薦毎の募集定員は定めていない、

備考 2) 学科毎の募集定員について：各試験毎の募集定員は定めていな、

表2-1

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【全学部】		入試の種類		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
一般入試	募集定員		1115		105		105		105		105
	志願者		179		154		179		164		200
	合格者		158		139		164		183		183
	入学者		56		46		67		56		56
	募集定員		30		40		40		40		50
	志願者		157		144		175		230		230
セレクト入試	合格者		157		144		172		230		230
	入学者		53		43		53		65		65
	募集定員		20		20		20		20		20
	志願者		44		38		39		42		42
	合格者		44		36		39		41		41
	入学者		42		34		39		39		39
AO入試	募集定員		125		125		125		125		115
	志願者		45		58		63		42		42
	合格者		45		57		62		42		42
	入学者		45		56		61		42		42
	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	志願者		84		55		39		49		49
指定校推薦	合格者		83		55		39		49		49
	入学者		82		55		39		49		49
	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	志願者		12		13		12		24		24
	合格者		12		13		12		24		24
	入学者		12		13		12		23		23
公募推薦入試 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	募集定員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	志願者		—		—		—		2		2
	合格者		—		—		—		2		2
	入学者		—		—		—		2		2
	募集定員		290		290		290		290		290
	志願者		521		462		507		589		589
総合計	合格者		499		444		488		571		571
	入学者		290		247		271		276		276

- ① 「その他」の欄には社会人、外国人留学生、帰国人留学生に対する入試等についてまとめて記載すること。ただし、上の表に該当しない推薦入試を実施している場合は、「その他の推薦入試」欄を作成し、記載すること。
- ② セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表すること。
- ③ 編入学生は除くこと。
- ④ 募集定員については、「若干名」の場合は「0」と記載すること。
- ⑤ 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育とともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載すること。大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読み替え、実情に応じて記載すること。

表2-2

学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

学部	学科	平成23年度						平成24年度						平成25年度					
		在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国 生徒数 (内数／人)														
工学部	機械汎工学科	190	—	—	—	221	—	—	—	228	—	—	—	—	—	—	—		
	交通機械工学科	331	5	—	—	289	3	—	—	255	4	—	—	—	—	—	—		
	建築・設備工学科	138	—	—	—	130	—	—	—	140	—	—	—	—	—	—	—		
	情報システム工学科	217	—	—	—	235	—	—	—	273	—	—	—	—	—	—	—		
	環境共生工学科	22	—	—	—	16	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—		
	教育創造工学科	79	—	—	—	88	—	—	—	114	—	—	—	—	—	—	—		
工学部合計		977	5	—	—	979	3	—	—	1,011	4	—	—	—	—	—	—		

【学部合計】

工学部合計	977	5	—	—	979	3	—	—	1,011	4	—	—	—	—	—	—	—
総合計	977	5	—	—	979	3	—	—	1,011	4	—	—	—	—	—	—	—

学部	学科	平成26年度						平成27年度			備考
		在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 学生数 (内数／人)	帰国 生徒数 (内数／人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 学生数 (内数／人)	帰国 生徒数 (内数／人)		
工学部	機械システム工学科	228	—	—	—	—	—	—	—		
	交通機械工学科	250	2	—	—	—	—	—	—		
	建築・設備工学科	160	1	—	—	—	—	—	—		
	情報ネットワーカ工学科	291	2	—	—	—	—	—	—		
	環境共生工学科	—	—	—	—	—	—	—	—		
	教育創造工学科	113	—	—	—	—	—	—	—		
	工学部合計	1,042	5	—	—	—	—	—	—		

【学部合計】

工学部合計	1,042	5	—	—	—	—	—	—	—	—
総合計	1,042	5	—	—	—	—	—	—	—	—

- ① 秋学期入学の場合は、別に記入欄を設けて記載すること。
- ② 社会人及び帰国情生徒は入試形態による、留学生は留学ビザがある学生をいう。科目等履修生等は含めないこと。